

企画競争実施の公示

令和8年7月21日
観光庁 参事官（旅行振興） 根来 恭子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 旅行業登録手続き等の業務適正化に向けた調査・検討等業務
- (2) 業務内容 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下「法」という。）に基づく旅行業登録に係る手続きについては、新規登録、更新登録、変更登録、旅行業約款審査等が定められているが、現状においては、これらの手続きの多くが紙媒体を前提として運用されており、申請・届出等を行う旅行者等にとっては、書類の作成・保管・補正対応等に係る負担が大きいほか、書類の紛失・劣化のリスクや印刷コストの増加等の課題が生じているところ、法に基づく適切な業務運営を確保するためには、各種登録等に係る手続きの効率化及び透明化が求められている。
以上の実態を踏まえ、本業務は、旅行者等の申請手続き等に係る利便性の向上を図るため、旅行業登録手続き等に係る現行制度・運用に係る課題の抽出及び分析を行うとともに、他の類似制度における手続きの電子化等の取組状況に関する調査を実施し、各種手続きの電子化に向けた具体的方策について検討等を行う。
併せて、観光庁内における業務手順の整理・明確化や、実務担当者間の情報共有の促進及び進捗管理体制の整備等を通じた業務運営体制の強化を図り、法に基づく適正かつ円滑な業務執行の実現に資するものとする。
- (3) 履行期限 令和9年3月12日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁参事官（旅行振興）（担当：上原、木村）
電話：03-5253-8329（直通） 電子メール：hqt-ryoshin-kouhou@gxb.mlit.go.jp
- (2) 企画競争説明書の交付期間、交付連絡先及び方法
令和8年7月21日（火）から令和8年9月3日（木）まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
説明書は担当より電子メールにて交付する。
- (3) 企画提案書の提出期限、提出連絡先及び方法
原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和8年9月4日（金）17時00分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所
無
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要に応じてヒアリングを行うことがある。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。